

進路通信 N03

2023年5月29日(月)

藤沢市立秋葉台中学校

6/26(月)第1回進路保護者説明会

保護者向けの進路説明会を6月26日(月)15:30より、秋葉台中学校体育館で行います。

開催にあたって6月上旬にプリントを配布いたしますので、配布されましたら出欠票のご提出お願いいたします。修学旅行の関係で案内と当日までに期間がありますが、どうぞよろしくお願いたします。



5/26(金) 進路学習会を行いました

〈配布したもの〉合格ばすぽーと/高校マップ/高校受験サポートVOL.1 ←保護者の方もご確認ください。
「進学」と一言でいっても、多種多様な進学先があることについてお話をさせていただきました。

「高等学校」にも種類があること、高等学校以外の進学先があること、課程や学科、学校ごとに学習スタイルは異なることを中心にお話しました。選択肢が多いからこそ、しっかりと特色を理解した上で志願先を決定することの重要性を理解していただきたいと思います。選択肢が多いということは恵まれている反面、自分で考えて選択する難しさもあります。ご家庭で話し合いを重ね、自分自身が成長できる道を選択していただきたいと思います。

中学卒業後の進路

就職… 昨今の社会状況を反映して大変厳しいものが予想されます。

技術や資格だけでなく、視野の広さや礼儀正しさ、人間関係づくり、常識ある言動といった社会人としてのモラルを持ち合わせた人を社会は求めています。

進学…「もっと勉強が必要、もっと勉強がしたい」「社会人になるにはまだまだ勉強が足りないな」という人が進学します。なんとなく進学、ではなく、目的意識をもって進学先を選ぶことが大切です。

〈進学の種類〉

◇公立高等学校(全日制/定時制/通信制)…県立と市立があり、県立には学区がありません。

◇私立高等学校(全日制/通信性/男子校/女子校/選べるコース)

[学習指導要領に縛られずに専門性の高いカリキュラムを組める学校]

◇高等専門学校

(5年制が基本。深く専門の学芸を享受し、職業に必要な能力育成を目的とする。公立と私立があります。)

◇高等専修学校

(授業時数や施設/設備等の一定の基準を満たした学校で、技能連携制度により高等学校卒用資格取得が可能な学校。)

◇技能連携校・サポート校(通信制高校と技能連携をし、高校卒業資格のとれる学校)

【お知らせ】生蘭高等専修学校

第1回学校見学会(個別相談あり) 5/8(月)~6/29(木)

4/13(木)より電話予約受付(窓口は中学校ですが、保護者の方からも直接予約ができます)

保護者とともに参加することが出願の条件になっております。



学校説明会・体験会等

各学校のHPに案内が順次されております。予約の仕方、時間や持ち物など詳しく調べ、各自で取り組んでください。事前予約制の学校が多いので、確認が必要です。コモンスペースに説明会等のポスターが掲示されています。クラスで全員に配布される案内もあります。「自主的」に情報を集めて行動してください。案内や詳しいことが知りたい場合は、担任の先生か進路担当へ確認してください。なお、説明会参加については、公共交通機関の利用・上履き持参・制服(の着こなし)・感染対策をしてお申し込みをお願いします。

予定が変更になる場合もあります。最新情報を必ず各学校のHPでご確認ください。

学校で以下のような合同説明会の案内は配布済みです。どちらも「完全予約制」ですのでご注意ください。



神奈川の高校展

昨年度までコロナウイルスの影響中止となっていた「神奈川の高校展」が今年度は開催されます。毎年、神奈川の高校の魅力と特色を知ってもらうために開催されていた催しです。学校案内をもらったり、高校の先生に直接話を聞くことができます。教育委員会のブースもあり、入学選抜制度についても質問等ができます。

完全予約制です。詳細は[神奈川新聞社 HP](#)をご確認ください。

神奈川の高校展2023

	日時	会場
全公立展	6月17日(土曜日)	パシフィコ横浜
全私学(中・高)展	7月17日(月・祝)	パシフィコ横浜
公私合同説明・相談会	8月2日(水曜日)～18日(金曜日)	各会場

令和5年度に実施する入学者選抜から

公立高等学校の 入学者選抜制度の一部が変わります



神奈川県の公立高等学校では、令和6（2024）年4月に入学する人が受検する入学者選抜から、現行の制度を一部変更します。

なお、高等学校のすべての課程が行う共通選抜と、夜間の定時制及び通信制の課程が行う定通分割選抜により入学者選抜を実施するという全体の枠組みは変わりません。

おもな変更点

選抜の実施時期の変更

定通分割選抜の実施時期を数日間繰り下げ、共通選抜の二次募集の結果を確認してから定通分割選抜の検査を受検できるようにします。また、定通分割選抜の二次募集は実施しません。

- ※ 共通選抜二次募集と定通分割選抜を同時に出願し、受検できることは変わりません。



実施する検査の変更

共通選抜及び定通分割選抜で、共通の検査として実施していた面接は、特色検査の一つとし、必要な高等学校・学科等で実施します。

- ※ 「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき必要な学校・学科等が特色検査を実施します。
- ※ 特色検査は、実技検査、自己表現検査及び面接となります。

共通選抜の選考方法の変更

共通選抜の募集人員の90%までを選考する第1次選考は、調査書の評定と実施した検査の結果で選考し、残りの人員を選考する第2次選考は、実施した検査の結果と調査書の各教科の第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価で選考します。

- ※ 資料の取扱い比率は各高等学校が決定しますが、比率の数値の扱いはこれまでと変わりません。
- ※ 資料の整わない者については参考にできる資料を活用し、適切に選考します。

令和4年度の中学2年生
が受検する、令和6年度
入学者選抜から変更になるんだぼ～



かなぼろ

Q & A

なぜ、面接は共通の検査から特色検査に変わったのですか

改訂された学習指導要領では、すべての教科等の目標や内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理されました。これを踏まえ、公立高等学校入学選抜で評価・判定に用いる資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」に整理しました。

「学びに向かう力」は、「主体的に学習に取り組む態度」で評価することが適当と考えられること、また、各高等学校が令和4年度から策定、実施するスクール・ポリシーのうちの「入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）」に基づき、選抜に必要な学校・学科等で、面接を実施することが望ましいことから、共通の検査とはせず、必要な学校が実施する特色検査で面接を行うこととしました。

定通分割選抜二次募集がなくなりますが、受験機会はどのようにですか

定通分割選抜の実施時期が数日間繰り下げられることで、共通選抜二次募集の合否結果が分かってから、定通分割選抜の検査を受検できるようになります。今後は共通選抜二次募集の合否結果を踏まえ、定通分割選抜の検査を受検を判断することが可能となります。なお、定通分割選抜の志願先が第一希望の場合は、定通分割選抜の合否結果が分かってから共通選抜二次募集の志願先を辞退できることについては変更ありません。これまでに比べ、受験生の皆さんが進路を考える時間を確保できるようになります。

共通選抜の第1次選考と第2次選考の違いはどのようなものですか

第1次選考は募集人員の90%までを選考し、第2次選考は募集人員までの残りの人員を選考します。第1次選考と第2次選考は、異なる資料により選考しています。各選考では、資料の整わない者に配慮した選考も行います。

第1次選考は、調査書の評定（2・3年）と学力検査や特色検査の結果を基に、定められた数値算出の方法により選考します。

第2次選考は、学力検査や特色検査の結果と調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を基に、定められた数値算出の方法により選考します。

共通選抜における選考(特色検査を実施しない場合)

第1次選考(募集人員の90%)

調査書の評定+学力検査(S:値)
(比率6:4、5:5、4:6など)

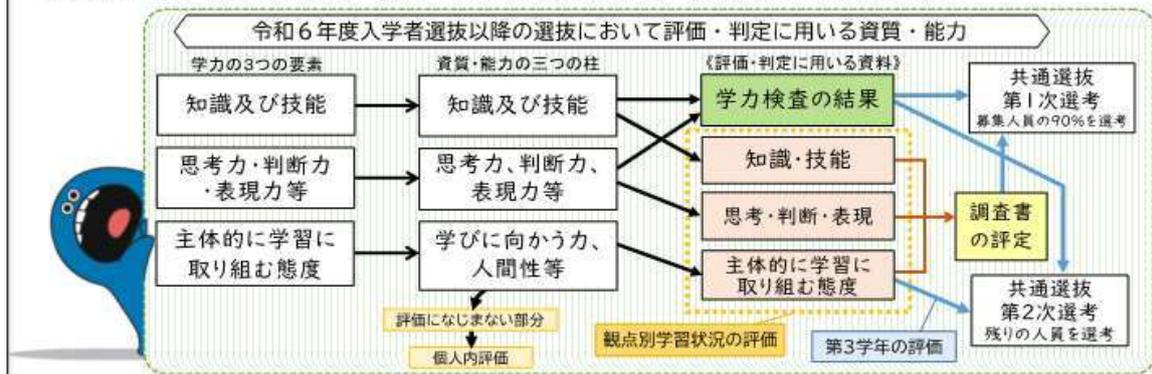
第2次選考

学力検査+「主体的に学習
に取り組む態度」の評価
(S:値)(比率8:2など)

<選考の割合と選考方法>

新しい入学選抜制度で評価・判定に用いる資質・能力とは、どのようなものですか

公立高等学校入学選抜では、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力」により評価・判定します。これらの資質・能力は、中学校での日頃の学習活動の中で「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の観点別学習状況の評価で評価されており、その評価が各教科の評定にバランスよく総括されています。また、共通の検査として実施する学力検査は、「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力を測るものとして作成していきます。資質・能力や選抜において評価・判定に用いる資料等についての関係は次のようになります。



特別募集はどうなりますか

海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集は、現行の選抜制度に準じて実施します。また、中途退学者募集も現行の選抜制度に準じて実施します。

受験にあたって、特別な事情がある受験者への配慮はどうなりますか

日本語を母語としない人や障がい等により通常の実験が困難な人は、受験方法について申請することができます。また、病気など特別な理由で中学校を長期間欠席した人は、選抜方法の取扱いについて申請することができます。いずれの場合も、申請できる内容や申請するための条件があります。中学校の先生とよく相談して、申請内容について確認してください。

<リーフレットの内容に関するお問合せ>

神奈川県教育委員会 教育局指導部 高校教育課 高校教育企画室 高校教育企画グループ 電話：(045)210-8254